

## カナガワ リ・古典プロジェクト in 海老名・山北業務委託仕様書

### 1 委託事業の目的

#### (1) 「カナガワ リ・古典プロジェクト」とは

「カナガワ リ・古典プロジェクト」は、地域にゆかりのある伝統文化を、時代に合わせた新しい発想で活用し、現代を生きる文化芸術として再(Re:リ)発信することで、伝統文化の持つ魅力・価値を再(Re:リ)発見する機会の創出を目指すプロジェクトである。

地域に根付く伝統文化を次世代に継承すること、地域のにぎわいの創出に繋げることを目指して事業を実施しており、これまで、文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（令和4年度のみ「子供たちの伝統文化の体験事業」）を活用し、県内各地を舞台に平成25年度から過去10回公演等を開催している。

回	年度	会場
第1回	平成25年度	横浜市西区紅葉ヶ丘地区の3つの公共ホール
第2回	平成26年度	藤沢市江の島内
第3回	平成27年度	伊勢原市大山周辺
第4回	平成28年度	史跡小田原城跡等
第5回	平成29年度	大磯港芝生広場
第6回	平成30年度	茅ヶ崎市民文化会館
第7回	令和元年度	秦野市文化会館
第8回	令和2年度	鎌倉市内
第9回	令和3年度	小田原三の丸ホール
第10回	令和4年度	杜のホールはしもと

#### (2) 令和5年度の事業について

11回目の開催となる令和5年度は、古代の神奈川における文化の中心であり、史跡相模国分寺跡に代表される歴史的遺産を有しながら、近年、交通網の発達により急速な開発と新住民の増加が進む海老名市をメイン会場として事業を開催する。また、今年度、ユネスコ世界無形文化遺産「山北のお峰入り」が6年ぶりに開催されることに注目し、神奈川が世界に誇る伝統行事を連綿と継承してきた山北町もサブ会場として、両市町及び周辺地域の無形・有形文化財の魅力や価値を再(Re:リ)発見し、将来にわたり大切に継承していこうという機運につなげていくことを目指す。

### 2 委託契約期間

契約締結の日から令和6年3月8日(金)

### 3 委託事業の内容

「1 委託事業の目的」に記載した目的を実現するために伝統文化を活用して実施する「カナガワ リ・古典プロジェクト in 海老名・山北」について事業内容を企画提案（「カナガワ リ・古典プロジェクト in 海老名・山北業務委託に関する企画提案募集事項」の「事業実施に関する企画書」（様式7）を提出）し、その内容に基づき事業の企画、制作、運営、報告書の作成を行うこと。

なお、企画提案には10文字程度の基本コンセプト又は統一テーマ、キービジュアル案、想定するメインターゲット及びそれらに訴求するための手法を記載した広報計画を含めること。

## (1) 事業の趣旨・特徴

本事業は、「海老名市における公演等事業」、「山北のお峰入りとの連携事業」、「地域文化財の活用事業」、「民俗芸能の紹介映像の制作及び配信」の4つから構成する。

事業の提案に当たっては、「1 委託事業の目的」と次のア～オを理解した上で、全事業に共通する統一テーマ及びイベントのメインターゲット等を企画提案すること。

なお、事業の実施に当たり、外部の人材を活用し企画アドバイザーや統括ディレクター等を設ける場合には、その選任理由及び期待される効果を記載すること。

ア 本事業は、開催地である海老名市及び山北町を中心とした地域における将来のにぎわい創出に資する取組として、地域の行政及び民間団体等との協働事業的な性格もあることから、地元団体等との調整については、かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会（委員名簿は別紙1）と十分連携を図りながら実施する必要があること。

イ 本事業は、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」として実施することから、当該事業の補助要件に従う必要がある。提案に当たっては「地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）【文化芸術振興費補助金】募集案内」等を確認し、その補助要件を遵守すること。

（参考）地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）【文化芸術振興費補助金】募集案内ホームページアドレス：

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/r05\\_sogokatsuyo/pdf/93791901\\_06.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r05_sogokatsuyo/pdf/93791901_06.pdf)

ウ 本事業では、神奈川県域の地域資源を活用する施策を実施することで、地域における文化資源の魅力を再(Re：リ)発信する内容とすること。

エ 本事業では、県や地域ゆかりの伝統文化を次世代に継承することが目的の一つであることから、子どもや伝統文化の初心者等にも関心を持ってもらえるよう、分かりやすい形で公演や事業を再構成して発信するとともに、将来的な継承につながるよう、実際に伝統文化を体験できる企画を盛り込むこと。

オ 本事業は長期間にわたるので、事業計画や広報計画を企画するに当たっては、事業への関心が長期間継続するように企画すること。

## (2) 海老名市における公演等事業

ア 海老名市文化会館を使用すること。加えて、その周辺に位置する商業施設等を活用することも可とする。本事業は、地域のにぎわいの創出に繋げることを目指しているため、面として事業を展開し、集客に努めること。

イ 令和6年2月11日(日)を事業の開催日とすること（なお、海老名市民文化会館は準備のため10日(土)から使用することができる。）。

ウ 民俗芸能等に関する公演を実施すること。実施に当たっては、海老名市の「大谷歌舞伎」と山北町の「山北のお峰入り」を必ず上演するほか、その他神奈川県内の民俗芸能団体等による公演も企画提案すること。どの演目をどの場所で上演するかは企画提案事項とする。公演においてディレクターの起用が予定されている場合は、その人名及び選任理由を記載すること。

エ 出演者のアクティグスペースや観覧席の配置、舞台装置や映像関連機器の配置方法等、空間の活用方法は、自由な発想で行うこと。

オ 公演と併せて、将来的な観光需要の喚起につながることを意識しながら、歴史や文化、食を身近に感じられる事業を企画提案すること。なお、これについては、必ずしも令和6年2月11日(日)にすべてを行う必要はなく、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」の対象外となるものであっても、神奈川県負担金(190万円)の範

圏内で実施可能であれば提案して構わない。

(3) 山北のお峰入りとの連携事業

令和5年10月8日(日)に山北町で開催予定の「山北のお峰入り」について、町や保存会が他の補助金等を活用して開催する事業（町立川村小学校で開催される事業等）と補助対象経費が重複しないよう留意し、多くの人々に「山北のお峰入り」を直接経験できるような企画を提案すること。

なお、本事業の企画提案に当たっては山北町と事前調整の上、企画提案すること。

※山北町の連絡先

山北町教育委員会生涯学習課

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4 電話番号 0465-75-3649

(4) 地域文化財の活用事業

ア 開催地域である海老名市及び山北町を中心とした地域の史跡、歴史的建造物等を柔軟に活用し、地域ゆかりの文化（食文化も可とする。）を体験できる事業を実施すること。提案に際しては、地域の歴史を踏まえ、テーマを明確にすることとし、単なる羅列とならないよう注意すること。

イ 地域文化財の活用企画が本事業全体の観客増につながるよう実施期間を設定した上で実施すること。実施期間の設定については企画提案事項とする。

(参考)

海老名市指定文化財一覧表

<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/shisei/profile/tankyusha/bunkazai/1008793/1008794.html>

山北町指定文化財一覧表

<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/0000005164.html>

ウ 本事業は、地域内の施設や関係諸団体等と連携を図りながら受注者自身による独自の企画（既存企画の再構築を含む。）とすること。

エ WEBやSNSを活用することで、広く県民が本事業に参加できるものとするとともに、将来の観光振興にも繋がるような仕組みを明確に示した企画を提案とすること。なお、参加人数は受注者が把握できるようにすること。

オ 海老名市と山北町についての地域文化財の活用事業は同日に開催してもよいし、別々に開催しても構わない。

(5) 民俗芸能の紹介映像の制作及び配信

ア 海老名市における公演等事業に出演する民俗芸能の稽古を含む個別の映像を事前に制作（自治体や団体等から譲り受けた映像を活用してもよいこととする。）し、公演本番及び本事業のプロモーションにおいて活用すること。映像の具体的な活用方法については、企画提案事項とし、広報計画にも記載すること。

なお、プロモーションは単なる広報ではなく、事業終了後に視聴しても民俗芸能一般の普及啓発に資するものとするよう留意すること。

イ 海老名市における公演等事業を撮影し映像を作成すること。

ウ 制作した映像は、「カナガワ リ・古典プロジェクト」のYouTubeチャンネルにおいて配信すること。

<https://www.youtube.com/channel/UCswyd5ZcFsgc0PwgdbhmZEg>

エ 映像制作に当たっては、制作コンセプトを明確にした上で、民俗芸能に関心の薄い若年層に訴求し、将来的な民俗芸能の継承に資するような内容を企画提案するこ

と。

オ 映像は、ア及びイを最低限制作するものとし、それ以外については企画提案事項とする。具体的な内容及び最終的な制作本数は契約締結以降の協議事項とする。

カ 制作する映像は、事業期間終了後の受注者による使用を想定し、著作権等の処理を済ませること。

(6) 達成目標

本事業の企画提案に当たっては、(2)～(5)それぞれの事業の参加者数、視聴者数等の定量的な達成目標について、算定の考え方も示した上で、企画提案すること。また、参加者数のほかに基本コンセプトを達成する上で必要な検証可能な達成目標があれば企画提案しても構わない。

(7) 目標達成のための広報及び周知

目標達成のために、受注者は具体的な広報計画を企画提案した上で、契約締結後1か月以内に(6)の達成目標を踏まえた各時期の目標値を明記した計画に改訂し提出すること。また、事業実施に当たっては、計画の経過・進捗を定期的に発注者に報告し、目標が達成されない見込みである場合は、対応策を提出すること。

#### 4 委託業務の範囲

(1) 企画構成、事業ネーミング、出演者調整、演出、進行、イベント会場設営・運営関係、楽屋割当て、その他公演とリハーサルに関わる関係者の日程調整、会場の予約・調整、映像の制作・配信、広報計画及びその実施、進行管理等制作業務全般（出演者調整、イベント会場設営・運営関係については、発注者と連携して行う。）

(2) 事業に関する広報及び周知活動、キービジュアル及びチラシ等の製作・配布掲出並びに当日のプログラム等の製作・配布（特別な事情がない限り、広報物には発注者が指定するマークを入れること。原則として3cm×3cm以上※A4版以上のチラシを作成する場合）

【マークの例】

・ 神奈川文化プログラムのマーク      ・ カナガワ リ古典 プロジェクトのマーク



(3) 事業情報の発信及びメディア、マスコミ等への広報（事業の目的に即し、伝統文化の継承を考慮しつつ、地域の魅力を再(Re:リ)発見させるため、分かりやすい発信を試みること。）

(4) 広報計画の策定と計画に基づく進捗管理及び事業周知に向けた効果的な広報

(5) 舞台、音響、照明等イベント会場周りの全体の設営、解体、運営に関する業務

(6) 映像や記録資料(宣材写真等として広報に活用できるレベル)の作成

(7) その他、本番当日及び映像配信に向けて必要な準備業務(著作権等処理を含む。)

## 5 委託業務の実施に係る事項

### (1) 運営体制構築、統括責任者の選任

企画提案書に基づき、契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保するとともに、統括責任者を定め、発注者との連絡調整に当たること。統括責任者は、イベントに係る十分な経験・実績を備える者を選任すること。

### (2) 実施計画書の作成

ア 企画提案書に基づき、実施計画書を作成し、契約締結後 7 日以内に発注者に提出すること。

イ 実施計画書の作成に当たっては、安全面に配慮するとともに、感染症に係る対策や荒天時の対応等について、十分な検討を行うこと。

### (3) 運営マニュアルの作成

ア 発注者と協議しながら運営マニュアルを作成し、契約締結後 30 日以内に発注者へ提出すること。

※ 運営マニュアルの記載事項を例示すると次のとおり。

イベント概要、会場図、運営体制図、スタッフ配置一覧、進行表、会場設営及び撤収概要、搬入出・駐車場概要、安全対策概要、各種緊急時対応、等

イ 運営マニュアルは、実施計画書と併せ、必要に応じて修正を加え、常に最新のものを出注者と共有すること。

## 6 各出演者への支払い

受注者から出演者へ支払う金額については、発注者と調整した上で決定すること。

## 7 発注者で仮予約済の会場及び利用料金の支払い

次の会場については発注者が仮予約済みである。また、利用料金は委託料の中で支払うこと。

会場名：海老名市文化会館

大ホール、小ホール、107 リハ室、108 大練習室

※これら以外の部屋についても、空き状況に応じて協議により使用できる。

所在地：神奈川県海老名市めぐみ町 6-1

日時：令和 6 年 2 月 10 日（土） 9:00~22:00（事前準備日）

2 月 11 日（日） 9:00~22:00（事業実施日）

（参考）海老名市文化会館

<https://www.ebina-bunka.jp>

## 8 安全管理

受注者はこの業務を行うに当たり、安全管理に万全を期し、安全上問題が疑われると判断した場合、直ちにその業務を中止させる等、安全確保に最大限の注意を払うこと。

## 9 事業実施に伴う留意事項

(1) 海老名市や山北町をはじめとする行政や民間事業者、その他の団体との協働事業として、関係団体及び実行委員会と連携を図りながら運営すること。

- (2) 関係する法令を遵守すること。
- (3) 誰もが本事業に参加できるよう配慮した事業設計を行うこと。

## 10 報告書の提出等

### (1) 提出物

- ア 業務完了報告書（業務遂行のために実施した内容を記載）
- イ 経費内訳書（文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」として求められる経費の明細を含むこと。）
- ウ 成果物（チラシ、パンフレット等、進行台本及びアンケート結果のデータ）
- エ ハイビジョン相当以上の画質で作成、編集した公演配信映像を納めたDVD媒体及び記録写真データを納めたDVD媒体各2枚  
なお、画像記録については、次年度の宣材映像として使用可能な程度のレベルで作成すること。

### (2) 提出期限

令和6年3月8日(金)

### (3) 提出先

かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会  
(事務局:神奈川県国際文化観光局文化課マグカル推進グループ)

## 11 個人情報の取扱

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のため別紙2に掲げる事項を遵守しなければならない。

## 12 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

## 13 著作権等の取扱い

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 14 入場料（参加料）

入場料（参加料）収入を徴収する場合については、全額を事業費に充てること。また、その収支については、事業報告書に添付すること。

## 15 協賛金収入

本事業は、企業から協賛金(現物出資を含む)を募集することを可とするが、全額を事業費に充て、その収支については、事業報告書に添付すること。また、本事業の映像及び設営物に、協賛企業名を掲載する場合には、必ず発注者と調整の上実施すること。

## 16 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。

## 17 その他

- (1) 受注者は、この委託業務を行うに当たり、定期的な連絡会の開催等により発注者と詳細な協議を行い、作業を進めるものとする。また、疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 天候や交通状況、感染症の流行等の理由により、やむを得ず公演の開催が困難となる場合等、不測の事態への対応は、発注者と協議の上、方針を予め決定しておくこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、実際の状況に応じて臨機応変に対応する必要があるため、本仕様の詳細については発注者と十分な調整を行った上で遂行すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項、又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、決定すること。